

# 神戸海星女子学院大学「障がい等のある学生への学修支援に関する基本方針」

学生サポート委員会

## 1 基本姿勢

「障害者差別解消法」の改訂にしたがい合理的配慮が義務となりました。神戸海星女子学院大学（以下「本学」という）におきましても、障がいの有無に関わらず、平等な教育機会の確保ならびに支援体制の整備にさらに推進してまいります。

本学の教育理念にある通り、すべての学生に対し、「人を愛し、人を支え、社会に奉仕することのできる女性の育成」（一部抜粋）を目指して教育に尽力してまいりました。また、特に障がい等のある学生に対しては、当該学生、必要に応じ保護者の方と大学との双方において十分に協議を行い、合意形成のもと、適切な支援を行います。

## 2 支援体制

### （1）入学前支援

入学試験、入学後の学修について特別に配慮が必要な場合は、受験生の申し出により相談を受け付け、支援の検討を行います。

### （2）全学的支援

本学では、学生サポート委員会（教務部、学生部、学生相談委員会、保健センター）や担任が協議を重ねながら、支援の方法・内容を検討し、実施します。

### （3）支援のための情報共有

専任教員、事務職員、非常勤講師には、大学と当該学生との合意内容をもとに、学生サポート委員会を中心として全学的に環境を整えます。

### （4）支援内容の決定までの過程

学生本人や保護者からの支援要請を基本とします。さらに、超小人数である本学の良さを生かし、欠席回数等を考慮して学生面談を実施し、必要に応じて支援体制を整えています。ホームページのフローを参照してください。

### （5）支援の見直し

毎月の定例学生サポート委員会で支援の進捗を共有するとともに、支援内容の見直しは、原則、学期ごとといたします。

### （6）個人情報保護ならびに守秘義務

支援を行う上での情報は厳重に管理します。本人の同意なしで情報を共有することはいたしません。また、支援の内容については、原則、保護者に連絡させていただきます。

## 3 合理的配慮の申し出

入学前の生徒・保護者様におかれましては、(078) 801 2277(代表)まで連絡ください。

「サポートの件です」とお申し出いただければ、学生課（メール：gakusei@kaisei.ac.jp）が対応いたします。合理的配慮等サポートに関するご質問・ご相談は、2月から受け付けています。